

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 12 | 母子保健法に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杵築市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、よって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県杵築市長

公表日

令和8年1月23日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 母子保健法に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行う。</p> <p>特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①保健指導②新生児の訪問指導③健康診査④妊娠の届出⑤母子健康手帳の交付⑥低体重児の届出⑦未熟児の訪問指導⑧養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給または徴収に関する事務⑨の届出は、窓口、サービス検索・電子申請機能で受領する。 |
| ③システムの名称 | <ul style="list-style-type: none">1. 健康かるて(健康管理システム)2. MICJET番号連携サーバ3. 中間サーバー4. サービス検索・電子申請機能 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 健康管理情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表70の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第40条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>〔 実施する 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、96、112、125、161の項 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福祉事務所 |
| ②所属長の役職名 | 福祉事務所長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 総務課 TEL:0978-62-1801 |

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒873-0005 大分県杵築市大字猪尾956番地 健康推進館内 福祉事務所こども家庭センター TEL: 0978-64-2525

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

| | |
|------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p> |
| いつ時点の計数か | 令和7年10月1日 時点 |

2. 取扱者数

| | |
|------------------------|---|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p> |
| いつ時点の計数か | 令和7年10月1日 時点 |

3. 重大事故

| | |
|--|---|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p> |
|--|---|

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [委託しない] |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [提供・移転しない] |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [接続しない(入手)] [接続しない(提供)] |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|------------------------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|------------------------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

| | | |
|-----------------------|------------------------------------|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------|------------------------------------|---|

判断の根拠

- ・入力や送付に関しては、複数人での確認を行っている。
- ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書類等に保管することを徹底している。

9. 監査

実施の有無 [自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

| | | |
|--------------|---------------------------------------|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
|--------------|---------------------------------------|---|

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

| | |
|------------------|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
|------------------|---|

| | |
|--------------|---|
| 当該対策は十分か【再掲】 | [<input type="checkbox"/> 十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|--------------|---|

判断の根拠

事務取扱者への研修(サイバーセキュリティの確保に関する事項を含む)、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修等の教育研修を行い、また未受講者に対するフォローアップを実施している。

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|------------------------------|--|--|------|-----------|
| 平成29年7月20日 | I 関連情報1. ②事務の概要 | | 「④の届出は、窓口、サービス検索・電子申請機能で受領する。」を追記 | 事後 | |
| 平成29年7月20日 | I 関連情報1. ③システムの名称 | | 「4. サービス検索・電子申請機能」を追記 | 事後 | |
| 平成29年7月20日 | I 関連情報4. ②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】 1.番号法別表第二の26、56の2、87の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)。以下「別表第二主務省令」という。)第19条、第30条、第44条【情報照会の根拠】 1.番号法別表第二の70の項 2.別表第二主務省令第39条 | 【情報提供の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の26、56の2、87の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)。以下「別表第二主務省令」という。)第19条、第30条、第44条【情報照会の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の70の項 2.別表第二主務省令第39条 | 事後 | |
| 平成29年7月20日 | I 関連情報5. ②所属長 | 健康長寿あんしん課長 | 健康長寿あんしん課長 工藤 靖子 | 事後 | |
| 平成29年7月20日 | II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か | 平成27年4月1日 | 平成29年4月1日 | 事後 | |
| 平成29年7月20日 | II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か | 平成27年4月1日 | 平成29年4月1日 | 事後 | |
| 平成30年9月27日 | I 関連情報5. ②所属長の役職 | 健康長寿あんしん課長 工藤 靖子 | 健康長寿あんしん課長 | 事後 | |
| 平成30年9月27日 | II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か | 平成29年4月1日 | 平成30年4月1日 | 事後 | |
| 平成30年9月27日 | II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か | 平成29年4月1日 | 平成30年4月1日 | 事後 | |
| 平成31年1月28日 | I 関連情報1. ③システムの名称 | 1. Acrocity健健康管理 2. MIC-JET番号連携サーバ 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 | 1. 健康かるて(健康管理システム) 2. MIC-JET番号連携サーバ 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 | 事前 | |
| 平成31年1月28日 | IVリスク対策 | — | 新様式による追加 | 事後 | |
| 令和1年6月26日 | II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 | 平成31年4月1日 | 事後 | |
| 令和1年6月26日 | II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 | 平成31年4月1日 | 事後 | |
| 令和1年12月6日 | I 関連情報4. ②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の26、56の2、87の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)。以下「別表第二主務省令」という。)第19条、第30条、第44条【情報照会の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の70の項 2.別表第二主務省令第39条 | 【情報提供の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の26、56の2、69の2、87の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)。以下「別表第二主務省令」という。)第19条、第30条、第38条の3、第44条【情報照会の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の69の2、70の項 2.別表第二主務省令第38条の3、第39条 | 事後 | |
| 令和1年12月6日 | II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 | 令和1年10月1日 | 事後 | |
| 令和1年12月6日 | II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 | 令和1年10月1日 | 事後 | |
| 令和2年1月17日 | II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か | 令和1年10月1日 | 令和2年10月1日 | 事後 | |
| 令和2年1月17日 | II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か | 令和1年10月1日 | 令和2年10月1日 | 事後 | |
| 令和2年1月17日 | IVリスク対策8 実施の有無 | [○] 外部監査 | [○] 外部監査 | 事後 | |
| 令和3年11月26日 | I 関連情報4. ②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の26、56の2、69の2、87の項 【情報照会の根拠】 1.番号法第19条第7号及び別表第二の69の2、70の項 | 【情報提供の根拠】 1.番号法第19条第8号及び別表第二の26、56の2、69の2、87の項 【情報照会の根拠】 1.番号法第19条第8号及び別表第二の69の2、70の項 | 事後 | |
| 令和3年11月26日 | II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か | 令和2年10月1日 | 令和3年10月1日 | 事後 | |
| 令和4年10月1日 | II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か | 令和3年10月1日 | 令和4年10月1日 | 事後 | |
| 令和4年11月4日 | IVリスク対策8. 監査 | [○] 外部監査 | [○] 外部監査 | 事後 | |
| 令和5年11月15日 | I 関連情報5. ①部署 | 健康長寿あんしん課 | 福祉事務所 | 事後 | |
| 令和5年11月15日 | I 関連情報5. ①所属長の役職名 | 健康長寿あんしん課長 | 福祉事務所長 | 事後 | |
| 令和5年11月15日 | I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問 | 健康長寿あんしん課 | 福祉事務所こども家庭センター | 事後 | |
| 令和5年11月15日 | II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か | 令和4年10月1日 | 令和5年10月1日 | 事後 | |
| 令和5年11月15日 | II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か | 令和4年10月1日 | 令和5年10月1日 | 事後 | |
| 令和5年11月15日 | IVリスク対策8. 監査 | [○] 外部監査 | [○] 外部監査 | 事後 | |
| 令和7年1月27日 | I・3 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一0490の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条 | - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表70の項 - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条 | 事後 | |
| 令和7年1月27日 | I・4・② | 【情報提供の根拠】 1.番号法第19条第8号及び別表第二の26、56の2、69の2、87の項 【情報提供の根拠】 -番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、96、112、125、161の項 【情報照会の根拠】 -番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項 | | 事後 | |
| 令和7年1月27日 | II・1 | | 令和6年10月1日 | 事後 | |
| 令和7年1月27日 | II・2 | | 令和6年10月1日 | 事後 | |
| 令和7年1月27日 | IV・8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | | 十分である | 事後 | |
| 令和7年1月27日 | IV・8 判断の根拠 | | ・入力や送付に関しては、複数人での確認を行っている。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書類等に保管することを徹底している。 | 事後 | |
| 令和7年1月27日 | IV・11 最も優先度が高いと考えられる対策 | | 9)従業者に対する教育・啓発 | 事後 | |
| 令和7年1月27日 | IV・11 当該対策は十分か【再掲】 | | 十分である | 事後 | |
| 令和7年1月27日 | IV・11 判断の根拠 | | 事務取扱者への研修(サイバーセキュリティの確保に関する事項を含む)、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修等の教育研修を行い、また未受講者に対するフォローアップを実施していた。 | 事後 | |
| 令和8年1月23日 | II・1 | 令和6年10月1日 | 令和6年10月1日 | 事後 | |
| 令和8年1月23日 | II・2 | 令和6年10月1日 | 令和6年10月1日 | 事後 | |